

ありがとう割引

(附帯料金条件)

令和2年4月1日 実施

四国電力株式会社

ありがとう割引

目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	附 帯 種 別	1
3	適 用 範 囲	1
4	契 約 の 成 立	1
5	料 金	1
6	契 約 の 廃 止	2
7	そ の 他	2
附	則	3

本 則

1 適 用

このありがたい割引料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 附 帯 種 別

この料金条件の附帯種別は，ありがたい割引といたします。

3 適 用 範 囲

電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）により電気の供給を受け，当社がこの料金条件とあわせて契約することを認める契約種別（以下「主契約」といいます。）の適用を受けるお客さまに適用いたします。

4 契 約 の 成 立

この料金条件にもとづく契約は，お客さまからの主契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお，この場合，当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

5 料 金

(1) この料金条件は，主契約の需給開始日が属する月の翌月から起算して12月目の料金に適用し，その翌年以降，毎年，同月分の料金に適用いたします。

(2) この料金条件の適用を受ける月分の料金は，次の算式により算定された金額から(3)のありがたい割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし，次の算式により算定された金額が，(3)のありがたい割引額を下回

る場合のありがとう割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。

主契約の料金条件 再生可能エネルギー発電促進賦課金
によって料金として算定された金額 $\bar{\quad}$ として算定された金額

(3) ありがとう割引額

ありがとう割引額は、次のとおりといたします。

1 契約につき	1,056円00銭
---------	-----------

- (4) 需給条件 23 (料金等のお知らせおよび請求) (3)の書面発行手数料は、(2)により算定された金額とあわせて支払っていただきます。

6 契約の廃止

お客さまが、主契約による需給契約を廃止または主契約以外の契約種別に変更した場合は、主契約による需給契約が消滅した日または主契約以外の契約種別に変更した日にこの料金条件にもとづく契約が消滅するものといたします。

7 その他

この料金条件に定めのない事項については、主契約の料金条件に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施 期 日

この料金条件は、令和2年4月1日から実施いたします。

2 料金についての取扱い

この料金条件の適用を受ける際現にありがとう割引の適用を受けている場合は、本則5（料金）(1)にかかわらず、この料金条件における主契約の需給開始日は、変更前のありがとう割引によるものといたします。